

令和 8 年度奥州市主食用米作付農家スマート農業機械等導入支援事業費補助金 募集要領（令和 8 年度 3 次募集）

1 目的

市内の主食用米の作付面積拡大のために作業の効率化・省力化に資するスマート農業機械等の導入を支援し、主食用米の生産基盤の確立を図る。

2 内容

令和 8 年度において、スマート農業機械等の導入を行う場合に、本要領に基づき予算の範囲でその導入費用の一部を補助します。

3 交付対象者

補助金の交付対象となる者は次のいずれにも該当する者としします。

- (1) 地域計画の目標地図に位置づけられる者（事業実施年度末までに地域計画の目標地図に位置づけられることが確実であると認められる者を含む。）または集落営農組織
- (2) 奥州市内に住所を有する個人、主たる事業所を有する法人及び集落営農組織
- (3) 市税の滞納がない者

※過去に同事業を利用された方は、交付対象外となります。

4 交付対象機械等

- (1) 補助金交付対象機械は、次のアまたはイとしします。

ア スマート農業技術カタログ（平成 30 年 8 月農林水産省）に掲載されているもの又はこれらと同等以上の機能を有すると認められる機械のうち、ラジコン草刈り機、ドローン、環境制御システム、トラクター、田植え機、コンバイン

イ 乾田直播栽培の播種に使用する機械

- (2) 導入する機械等は、原則新品とする。ただし、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械であって、中古機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定める耐用年数をいう。以下「法定耐用年数」と呼称します。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1 年未満は切り捨てる。）が 2 年以上の機械等をいう。）も対象とする。

5 交付要件

補助金の交付要件は、次のとおりとしします。

- (1) 事業実施年度の翌々年度を目標年度とする事業実施計画を作成すること。
- (2) 主食用米（主食用米（種子）、輸出用米、加工用米、備蓄用米を含む）を作付けし、事業実施計画の目標年度における作付面積が 10ha 以上であること。
- (3) 主食用米の作付面積を、事業実施前年度より事業実施計画の目標年度において 10% 以上拡大すること。

6 補助率及び補助上限額

補助金の額は、税抜き事業費総額の 10 分の 3 の額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）とし、補助上限額は 100 万円としします。

7 事業対象期間

交付決定日（令和 8 年 9 月予定）から令和 9 年 1 月 31 日まで

※上記期間内に機械が納品となる必要があります。

8 交付対象者の決定及び選定方法

募集期間内に事業実施計画書の提出があった者の中から交付対象者を決定します。申請が予算の範囲を超える場合は、次の順序により交付対象者を決定します。

- (1) 目標年度における主食用米の作付面積の拡大する面積が大きい者
- (2) 目標年度の主食用米の作付面積が大きい者
- (3) 事業費の低い者

9 選定結果

交付対象者の決定後、申請者に対してそれぞれ結果を通知します。

10 申請方法

(1) 提出書類

奥州市主食用米スマート農業機械等導入支援事業実施計画書（様式第1号）

上記申請様式は、市ホームページからダウンロードできるほか、農政課窓口及び各総合支所地域支援グループ窓口でも様式を配布します。

(2) 提出期限

令和8年8月31日（月） 午後5時

(3) 提出方法

原則として農政課窓口まで書類を持参してください。

申請書の受付時間は、平日の午前9時～正午、午後1時～午後5時までです。

やむを得ず持参できない場合は、提出先に郵送してください（期限内必着）。

必要書類に不備があると受付できませんので書類の内容は十分ご確認ください。

11 その他

- (1) 交付決定前に発注した機械や既に納品された機械は本事業の交付対象外となります。
- (2) 補助金は予算の範囲内で交付するため、採択された場合であっても補助上限額まで交付できない場合があります。
- (3) 交付決定後は3者以上から見積りを取ることにし、金額の一番低い業者に発注することとします。
- (4) 本事業により導入した機械は、保険（農機具共済等）の加入を必須とします。
- (5) 本事業により導入した機械は、法定耐用年数期間内は、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄することはできません。やむを得ない事由により処分が必要な場合には、必ず市に報告、届け出を行ったうえで市の承認を得る必要があります。
- (6) 前号の規定によらない方法により導入した機械を処分した場合には、補助金の全部又は耐用年数の残存期間に応じて計算した額の返還義務が生じますので、ご注意ください。
- (7) 提出された応募書類について、返却は行いませんのでご了承ください。

12 問い合わせ先・提出先

〒023-8501(個別番号) 奥州市水沢大手町一丁目1番地

奥州市農林部農政課農産係（奥州市役所5階）

TEL：0197-34-1583